

岐阜県公報

第 二 百 六 十 六 号
令 和 四 年 一 月 十 四 日
(金 曜 日)

目 次

| | | |
|---------------------------|-------------------|----|
| 岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則 | (人 事 課) | 九 |
| 岐阜県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則 | (住 宅 課) | 九 |
| 告示 | | |
| 道路の区域変更 | (道 路 維 持 課) | 一〇 |
| 道路の供用開始 | (同) | 一一 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定 | (砂 防 課) | 一一 |
| 建築基準法に基づく道路の位置指定 | (建 築 指 導 課) | 一一 |
| 岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示の一部改正 | (出 納 管 理 課) | 一二 |
| 訓 令 甲 | | |
| 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令 | (人 事 課) | 一二 |
| 岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 | (同) | 一三 |
| 公 示 | | |
| 県営土地改良事業計画の決定 | (農 地 整 備 課) | 一四 |
| 土地改良区役員就任 | (西 濃 農 林 事 務 所) | 一四 |
| 落札者等に関する公示 | (会 計 課) | 一四 |

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三建築事務所長の部十八の項第五号中「及び」を「又は」に改め、同項第六号中「第十三条第一項及び第二項」を「第十三条第一項から第三項まで」に改める。

附 則

この規則は、令和四年二月二十日から施行する。

岐阜県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

令和四年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三号

岐阜県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣 旨)

第一条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十

七号)及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第3号。以下「省令」といふ。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
 (容積率の特例に係る許可の申請書の添付書類)

第二条 省令第十八条第一項の規定により知事が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

一 次の表に掲げる図書

| | |
|----------|--|
| 図書の種類 | 明示すべき事項 |
| 付近見取図 | 方位、道路(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。)及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第333号)第一条第一号の敷地をいう。以下同じ。)内における建築物(建築基準法第二条第一号の建築物をいう。以下同じ。)の位置、敷地境界線、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低並びに敷地の接する道路の位置及び幅員 |
| 各階平面図 | 縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁、開口部及び防火設備(建築基準法第二条第九号の二口の防火設備及び同法第六十一条に規定する技術的基準に適合する防火設備で、同条の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。)(の位置並びに延焼のおそれのある部分(同法第二条第六号の延焼のおそれのある部分をいう。以下同じ。)の外壁の構造 |
| 床面積求積図 | 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 |
| 二面以上の立面図 | 縮尺、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造 |
| 二面以上の断面図 | 縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びびさしの出並びに軒の高さ(建築基準法施行令第二条第一項第七号の軒の高さをいう。)(及び敷地内の建築物の高さ(同項第六号の建築物の高さをいう。)(|

二 省令第六条に規定する認定通知書の写し

三 その他知事が必要と認める図書又は書面
 附 則
 この規則は、令和四年二月二十日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年一月十四日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 区域 変更 前後 | 敷地の幅 員 (メートル) | 延 長 ル (メートル) | 備 考 |
|-------|----------|---|----------------|---------------------|--------------------|-----|
| 県道 | 中有 坪線 | 郡上市八幡町市島字五六 場二三〇七番地先から 同 市同 町同 字立光 平二三三七番一地先まで | 前 | 二五 五八 | 三〇・七 | |
| | | | 後 | 四一 三八 | 三〇・七 | |

岐阜県告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年一月十四日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課

及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | | 道路の種類 | |
|------------------------|-----------------|---------|---------|
| 一般国道 | 路線名 | 区 | 間 |
| 四百十七号 | | | |
| 揖斐郡池田町本郷字町瀬古三四〇番一地从先から | 同郡同町同字同三〇一番地先まで | 区域の変更 | 敷地の幅員 |
| 後 | 前 | 別前後 | 延長 |
| 八号 | 六〇〇 | ル(メートル) | ル(メートル) |
| 三・六 | 一七・四 | | |
| | | | 備考 |

岐阜県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年一月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | | 道路の種類 | |
|-------------------|-------------------------|---------|---------|
| 県道 | 路線名 | 区 | 間 |
| 上高山宝線 | | | |
| 同市同町同字同五〇九番一地从先まで | 高山市上宝町鼠餅字滝平山一五〇九番一地从先から | 区域の変更 | 敷地の幅員 |
| 後 | 前 | 別前後 | 延長 |
| 九五四 | 六〇〇 | ル(メートル) | ル(メートル) |
| 四・一四 | 一七・四 | | |
| | | | 備考 |

岐阜県告示第八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

| | |
|---|------------------|
| 妻木町2 | |
| 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） | 土岐市妻木町字須後 |
| 字山寺 | 一一三三九番一 一号 |
| | 一一三三八番一の二 二号 |
| | 一一三三七番 三号及び四号 |
| | 一一三三五番一 五号 |
| | 一一三三五番二 六号 |
| | 一一三三三番一 七号から九号まで |
| | 一一三三二番一 十号 |
| | 一一三三一番一 十一号 |
| | 一一三〇一番 十二号 |
| | 一一二九八番二 十三号 |
| | 一一二九八番一 十四号 |
| | 一一二八六番一 十五号 |
| 字田中 | 一一二四四番九 十六号 |
| 字須後下 | 一一二〇番 十七号 |
| 字須後 | 一一一九番三 十八号 |
| | 一一一三三番一 十九号 |
| | 一一一三五番四 二十号 |
| | 一一一三六番一 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五

年建設省令第四十号) 第十条第一項の規定により公告する。

令和四年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

| 位 置 | 幅員 メートル | 延長 メートル | 指定番号 | 年 月 日 定 |
|---|------------|------------|----------------------|--------------|
| 本巣市屋井寺後一〇一九番四、 一〇一三番の一部及び一〇二六番 の一部 | 五・〇〇 | 六・〇八 | 岐西建築第 一一七号の 一一 | 令和 三・〇・一五 |
| 羽島郡岐南町伏屋四丁目一〇〇番 四及び岐南町所管法定外公共物 (水路) | 四・五〇 | 二七・八〇 | 岐西建築第 一一七号の 三三 | 同 二・一七 |
| 羽島市竹鼻町狐六字柳原一四七八 番四 | 五・三〇 | 三三・六六 | 岐西建築第 一一七号の 一五 | 同 三・二 |
| 羽島郡岐南町伏屋三丁目四七番九 | 四・八七 | 三・六六 | 岐西建築第 一一七号の 四一 | 同 三・三 |

中濃建築事務所長

| 位 置 | 幅員 メートル | 延長 メートル | 指定番号 | 年 月 日 定 |
|--------------------------|------------|------------|---------------------|--------------|
| 美濃加茂市前平町二丁目七三番四 | 六・〇〇 | 四九・〇七 | 岐中建築第 二一 号の一一 | 令和 三・一〇・四 |
| 関市小屋名字古宮一三九三番九 | 六・〇〇 | 五八・三五 | 岐中建築第 二一 号の九 | 同 一〇・五 |
| 関市中三丁目八二番四、八三番四 及び同番六 | 六・〇〇 | 八・五九 | 岐中建築第 二一 号の二二 | 同 三・二 |
| 美濃加茂市加茂野町加茂野字浦六 七番九 | 六・〇〇 | 九・〇三 | 岐中建築第 二一 号の二三 | 同 三・三 |

東濃建築事務所長

| 位 置 | 幅員 メートル | 延長 メートル | 指定番号 | 年 月 日 定 |
|----------------------|------------|------------|-------------------|--------------|
| 瑞浪市稲津町小里字架場九八一番 六 | 六・〇〇 | 四七・〇九 | 岐東建築第 七 号の六 | 令和 三・〇・二九 |
| 土岐市土岐ヶ丘三丁目一〇番一 | 四・〇〇 | 三三・四九 | 岐東建築第 七 号の七 | 同 二・二六 |

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

岐阜県告示第十号

岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示(令和二年岐阜県告示第二十五号)の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から適用する。

令和四年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

別表三井住友信託銀行株式会社の項を削る。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第一号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三防災課の表一の項課長専決事項の欄第一号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

別表第三医療福祉連携推進課の表に次のように加える。

| | | | |
|---|--|---|------------------------------|
| <p>六 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p> | | <p>1 法第十四条第一項の規定による医療的ケア児支援センターの指定</p> <p>2 法第十六条第一項の規定による医療的ケア児支援センターに対する報告の徴収又は立入調査等</p> <p>3 法第十七条の規定による医療的ケア児支援センターに対する改善命令</p> <p>4 法第十八条の規定による医療的ケア児支援センターの指定の取消し</p> | <p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p> |
|---|--|---|------------------------------|

別表第三住宅課の表に次のように加える。

| | | | |
|---|--|---|------------------------------|
| <p>八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下</p> | | <p>1 法第十八条第一項の規定による認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に</p> | <p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p> |
|---|--|---|------------------------------|

| | | | |
|------------------|--|------------------|--|
| この項中「法」という。の施行事務 | | 係る住宅の容積率制限の特例の許可 | |
|------------------|--|------------------|--|

附 則

この訓令は、令和四年一月十四日から施行する。ただし、別表第三住宅課の表に次のように加える改正規定は、令和四年二月二十日から施行する。

岐阜県訓令甲第二号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所二の表十一の項所長専決事項の欄第一号中「臨時的」を「臨時」に改める。

別表第二建築事務所の表十七の二の項中「平成二〇年法律第八七号」の下に、「以下この項中「法」という。」を加え、同項所長専決事項の欄第三号中「及び」を「又は」に改め、同欄第四号中「第十三条第一項及び第二項」を「第十三条第一項から第三項まで」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年二月二十日から施行する。

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の
県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の
写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|----------|-----------|---|
| 施行に係る地区名 | 縦 覧 場 所 | 縦 覧 期 間 |
| 剣 地 区 | 郡 上 市 役 所 | 同 令 和 四 年 一 月 十 四 日 正 午 四 時 以 降 正 午 四 時 以 降 |

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次の
とおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により
公示する。

令和四年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

| 土地改良区 | 就任年月日 | 役名 | 氏名 | 住 所 |
|-------|-----------|----|---------|---------------------|
| 同 | 令和四年一月十四日 | 理事 | 渡邊 明博 | 安八郡安八町牧 三三九番地の九〇三番地 |
| 同 | 同 | 同 | 渡邊 盛雄 | 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 |
| 同 | 同 | 同 | 金 森 成 男 | 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 |
| 同 | 同 | 同 | 金 森 憲 意 | 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 |
| 同 | 同 | 同 | 渡邊 秀雄 | 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 |

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|---|-----------|---|----------|
| 同 | 金 森 隆 同 | 牧 | 一五七七番地 |
| 同 | 種 田 賢 信 同 | 牧 | 四〇六九番地の三 |
| 同 | 金 森 徹 同 | 牧 | 一六〇三番地の一 |
| 同 | 佐 竹 芳 明 同 | 牧 | 一六九四番地 |
| 同 | 金 森 博 一 同 | 牧 | 二九〇五番地 |
| 同 | 金 森 賢 司 同 | 牧 | 一四八三番地の二 |
| 同 | 金 森 良 夫 同 | 牧 | 八六三番地の二 |
| 同 | 川 合 道 夫 同 | 牧 | 二八九〇番地の一 |
| 同 | 川 瀨 利 太 同 | 牧 | 一三六六番地 |
| 同 | 渡 邊 一 郎 同 | 牧 | 八七〇番地 |
| 同 | 渡 邊 重 孝 同 | 牧 | 九〇九番地の一 |
| 同 | 金 森 英 樹 同 | 牧 | 一六四四番地の五 |
| 同 | 渡 邊 善 典 同 | 牧 | 二九〇九番地 |
| 同 | 渡 邊 政 美 同 | 牧 | 二九二八番地の一 |
| 同 | 渡 邊 忠 司 同 | 牧 | 一六四六番地 |
| 同 | 種 田 孝 男 同 | 牧 | 二八九三番地の二 |

- 1 調達物品の名称及び数量 岐阜県警察本部庁舎で使用する都市ガス 予定数量 453,496㎡ (低圧及び中間圧)
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和3年10月22日

4 落札者を決定した日 令和3年12月3日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市長久保1番地

中部電力ミライズ株式会社

代表取締役 社長執行役員 大谷 真哉

6 落札金額 28,826,637円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

令和四年一月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社